

京町家プロフィール基本方針

平成28年12月1日

1 総則

京町家は京都のまちなみ景観を特色付ける木造の伝統的都市住宅である。そこには、京都の暮らしの文化、建築そのものが持つ空間の文化、そして職住共存を基本として発展してきたまちづくりの文化が受け継がれ、現在も息づいている。長い奥行きの敷地を生かした職住共存に適した間取り、奥庭や坪庭など自然と季節感を暮らしに取り込む工夫、出格子や虫籠窓などの独特のデザインなど、京都の先人の知恵と粋の結晶の京町家の価値を深めていく必要がある。

京町家が適正に次世代に継承されるために、京町家カルテよりも簡便な文書として京町家の外観に関する評価をまとめた京町家プロフィールを整備し、所有者やその関係者の認識を深め、適切に維持、管理及び流通されることを目指す。

2 京町家プロフィールの概要

京町家の外観（正面）評価について、外観調査に基づき次の各項目について記載するものとする。

- (1) 所在地（登記簿謄本記載のもの）
- (2) 外観写真
- (3) 京町家カルテ委員会に係る事項
- (4) 外観情報（階数、建物の形式、外観意匠等）
- (5) 調査日
- (6) 地図（付近見取図）
- (7) 学区情報

3 調査体制について

京町家プロフィールの調査は、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下、「当財団」という。）職員によって実施する。

4 京町家プロフィールの運営体制について

(1) 京町家プロフィール規程

当財団は、京町家プロフィールの発行に必要な事項について、京町家プロフィール規程を設け、適切に運用する。

(2) 京町家カルテ委員会

京町家プロフィールの内容については「京町家カルテ委員会」にて審査する。

(3) 基本方針の見直し

事業の成果については、毎年度、幅広い観点からの確に評価し、その状況を踏まえながら、この基本方針については適宜見直しを行うこととする。

(参考：これまでの取組)

平成21年度	(国土交通省 長期優良住宅等推進環境整備事業) 「京町家データカルテ(仮称)検討会(参考資料1)」において、流通市場を中心に活用できる資料について検討。フォーマット(たたき台)を作成。
平成22年度	(国土交通省 長期優良住宅等推進環境整備事業) 平成21年度作成のフォーマットを使用し、モデルケースを作成し、それらの活用方法、情報の管理方法について検討。(参考資料2)
平成23年度	「京町家カルテ」事業を実施。
平成28年度	「京町家プロフィール」事業を実施。